

【対象】

教職課程（小・中）の登録者のみ

介護等体験説明会

体験予定府県（特別支援学校）について-1

	特別支援学校
体験期間	2日間
体験内容	児童・生徒とのふれあい
申込先	▽帰省先（or現住所）が以下の学生は<u>京都府</u>へ申し込む 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、京都府、大阪府、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 ※帰省先（or現住所）が大阪府の方も京都府への申し込みとなりますのでご注意ください ▽帰省先が以下の県の学生は<u>帰省先と同一の自治体</u>に申し込む 茨城県、栃木県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県

体験予定府県（特別支援学校）について-2

▽京都府での特別支援学校の体験について

<対象者と体験先>

対象者は以下の学生です。

①帰省先（実家）が京都府の学生

②帰省先（実家）が大阪府の学生

③帰省先（実家）が遠方もしくは特別支援学校の受け入れがない自治体出身の学生

これらの学生について、京都府北部（主に舞鶴市・福知山市）、

京都府南部（主に南丹市・京都市・京都府山城地域）の学校に配当されます。



京都府内の特別支援学校の介護等体験は8：20開始としている学校が多く、特に「②帰省先（or現住所）が大阪府の学生」は例年、かなり早い時間に自宅を出発する必要があります。（自宅～体験先まで2時間以上を要する場合もあります。）

場合により宿泊を伴うこともありますが、交通費・宿泊費は自己負担となることを理解してください。

体験予定府県（特別支援学校）について-3

申し込み時は次のいずれかを選択し、申し込みをしてください。

[1]京都府（北部）

→北部は体験先の希望が出せます。（※必ず希望通りになるとは限りません。）

▽中丹支援学校（福知山市）

▽舞鶴支援学校（舞鶴市）

▽舞鶴支援学校行永分校（舞鶴市）

▽与謝の海支援学校（与謝野町）

▽聾学校舞鶴分校（舞鶴市）

から体験先の希望を出してください。

[2]京都府（全域）

→京都府立および京都市立の全ての特別支援学校に配当される可能性があります。

体験予定府県（社会福祉施設）について

	社会福祉施設
体験期間	5 日間
体験内容	障がい者・高齢者の介助・介護
申込先	▽<u>現住所地</u>の各自治体へ申し込みを行う ※帰省先の自治体ではないので注意！ 京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、愛知県、三重県

費用等について

- ・体験費用（社会福祉施設）：10,000円前後
- ・体験費用の他に健康診断（学外医療機関での受診）や各種検査等（検便等）の費用、教材費、証明書発行手数料等、交通費、
宿泊費等が必要になる場合があります。これら体験に係る費用は自己負担です。
- ・科目等履修生については、「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」、「学研災付帯賠償責任保険(学研賠)」への加入が必要です。（保険料は1,000円程度）

介護等体験「申込～事前指導～体験」までの流れについて

時期		内容
2 年 次	9月 以降	免許資格課程センター事務室の電話番号を登録する (075-251-3208、0774-65-7048←両方登録！)
		「特別ニーズ教育論／特別支援と福祉の教育」を科目登録し、修得する ※未修得の場合のみ
		【必修】介護等体験説明会へ参加する ※HP掲載資料必読
		介護等体験の申し込みをする 【締切：10/9（金）】 介護等体験マニュアルノートを受け取る
	11月	【必修】介護等体験事前指導1回目を受講する

介護等体験「申込～事前指導～体験」までの流れについて

時期		内容
3 年 次	4月 以降	大学の定期健康診断を受診する
		【必修】介護等体験事前指導2回目を受講する
		事前指導レポートを提出する 【締切：全2回受講後】
		健康診断証明書を提出する 【締切：提出時期は別途案内】 (例年、4月下旬頃～5月上旬頃)
		決定通知・詳細資料（介護等体験を受けるにあたっての注意事項等） を受け取る (体験先・体験期間の決定)

介護等体験「申込～事前指導～体験」までの流れについて

時期		内容
3 年 次	6月 以降	追加検査を受検する ※受検が必要な場合（検便検査）
		欠席届を発行し提出する ※体験までの授業時に提出すること
		介護等体験・体験先について自己学習をする
		介護等体験 （特別支援学校：2日間、社会福祉施設：5日間）
		介護等体験証明書・事後レポートを提出する

介護等体験の申込手続きについて

必要書類を免許資格課程センター事務室に提出すること。

<要提出書類>HPからダウンロードすること

- ・介護等体験申込書
- ・県別申込書（必要な自治体のみ） ※都道府県によって様式が異なります

<提出先>

免許資格課程センター事務室

（所属学部・研究科の主たる校地に提出すること）

<申込期間>

9/25（金）～10/9（金） **※締切厳守※**

（窓口開室時間に注意すること）

手続きの詳細▶ [説明会・手続き関連（教職課程）](#) | [教職課程](#) | [同志社大学 免許資格課程センター](#)

介護等体験費の納付方法について

※体験先によって体験費は異なります。

体験費用・納入期間は後日案内します。

<手続きの流れ>

- ①証明書発行サービスにログイン
- ②「諸費用納入」メニューから介護等体験費を納入
- ③支払い完了メール画面をプリントアウト(A4印刷)し、
主たる校地の免許資格課程センター事務室に提出

証明書発行サービス案内ページ▶ [証明書](#) | [教育・図書館](#) | [同志社大学](#)

体験時期・日時・体験先について

- ・ 体験日時・体験先は希望どおりに調整されるとは限りません。日程変更は原則できません。
- ・ 体験日時は各都道府県によって異なります。
- ・ 特別支援学校は体験先が夏期休暇中のため8月の受入れはできません。
- ・ 特別支援学校と社会福祉施設の体験日は連続しません。
- ・ 原則として、定期試験期間と体験期間が重ならないように、大学から教育委員会・社会福祉協議会へ申し込みます。

申込み内容は必ずメモやコピーを取っておいてください

辞退について

個人的な理由で介護等体験を辞退する場合には、必ず、
2027年4月12日（月）までに 免許資格課程センター事務室に申し出て、辞退手続きを行ってください。

2027年4月13日（火）以降は個人的な理由（進路変更・病気を除く）での辞退は原則認められないので予めご承知おきください。

※3年次での体験を想定していますが、4年次で介護等体験に参加することも可能です。

※個人的な理由：部活の試合、就職活動（インターンシップ含む）、アルバイト、留学（事務室への事前相談なし）など。

介護等体験参加の条件【条件科目】について

条件科目の単位が修得できていない場合、
申込手続きをしたとしても介護等体験へ
参加することができません。

◆条件科目

2019年度以降生 「特別ニーズ教育論」

2018年度以前生 「特別支援と福祉の教育」

◆履修時期

介護等体験を行う前年度末まで

介護等体験参加の条件【健康診断】について

健康診断を受診していない方は、介護等体験へ参加することができません。

【在学生】

- ・ 大学で健康診断を受診しなかった場合、費用は自己負担で、学外の医療機関で受診が必要です。

【科目等履修生】

- ・ 学外の医療機関で受診してください。

医療機関で受診する場合の検査項目

①胸部X線 ②身長 ③体重 ④尿検査

詳細は大学保健センターに問い合わせてください。

健康診断証明書提出の注意事項について

※全員必ず提出が必要です。

- 健康診断証明書の発行、提出方法については、別途案内します。
- 自身の控えとして、提出前にコピーを取ってください。
ご自身で体験先に写しを提出することがあります。
- 追加検査を受検した場合、申込みから**発行までに約1週間**かかります。

介護等体験参加の条件【事前指導】について

2回の事前指導を受けなかった場合、介護等体験を行えません。

介護等体験に赴く前に2回の事前指導を行います。

【①2026年11月中旬～11月下旬】

介護等体験の目的・意義、障がい者・高齢者への基本的な考え方・かかわり方等についての講義

【② 2027年4月上旬】

介護等体験等の実際等についての講義および前年度体験者による体験談

決定通知・詳細書類について

- ・体験先、体験日が決定次第、決定通知および詳細書類を配付します。
- ・詳細書類には、事前連絡や追加検査の有無など重要な連絡が記載されています。内容をしっかり確認してください。
追加検査が必要な場合、大学保健センターでの手続きが必要です。

※DUET・大学付与メールは定期的に確認するようにしてください。

メッセージの確認が遅くなると、その後の手続きに大きな支障をきたします。

介護等体験証明書・介護等体験事後レポートについて

介護等体験証明書・介護等体験事後レポートの提出が無い場合は、免許状申請ができません。

特別支援学校・社会福祉施設それぞれの体験終了後1週間以内に提出してください。まとめて提出するのではなく、各体験の終了の都度、提出する必要があります。

なお、介護等体験証明書の再発行はできません。

紛失には十分気を付けてください。

(紛失した場合、介護等体験をもう一度行う必要があります。)

介護等体験参加に伴う欠席届について

介護等体験と授業が重複し授業を欠席する場合があります。

欠席届は必ず体験開始前までに科目担当教員に直接提出してください。

※欠席届は、欠席の事由を科目担当者へ伝える届です。本学には「公欠」の制度はありませんので、欠席届の取扱い（欠席扱いにしない・する等）は、担当者の判断に委ねられます。

※欠席届は、特別支援学校1枚・社会福祉施設1枚を記入し、必要授業分をコピーして使用します。

体験前の注意事項について

1. 学校・施設に日程等の変更を直接申し出ない

体験の日程や体験先は教育委員会・社会福祉協議会を通じて調整しています。
個人的な交渉は絶対にしないでください。

2. 忘れ物をしない

詳細書類をしっかりと確認してください。
提出書類を忘れた場合、体験できないことがあります。

3. 感染症への対応について

大学からの健康観察だけでなく、感染状況により体験先から追加検査等を求められることがあります。体験先の指示に従ってください。

4. 台風など自然災害への対応について

警報等が発令された場合、自然災害が発生した場合、体験実施については必ず体験先に確認し指示に従ってください。

体験時の注意事項について

1. 学校・施設の方針、先生・職員の方の指示に従う
2. 遅刻・欠席をしない
3. 服装（社会人に準ずる）、態度に注意する
4. 事故・病気になった場合について
速やかに体験先と免許資格課程センター事務室に連絡をしてください。
5. 体験中は、携帯電話の使用、喫煙は自粛してください
6. 介護等体験で知り得た情報は一切口外しないでください

全員
必ず視聴！

▶ HOW TO 介護等体験動画

<https://x.gd/HOWTOkaigoto>

（企画：社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部大阪府ボランティア・市民活動センター）

この動画を必ず視聴し、介護等体験への理解を深め、
取り組み方や臨む姿勢の参考にしてください。